

## 鳥取県肝炎対策協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県肝炎対策協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(協議する事項)

第2条 協議会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 肝臓がん検診（肝炎ウイルス検査を含む。以下「検診」という。）の実施方法に関する事項
- (2) 検診の精度管理のあり方に関する事項
- (3) 検診結果の評価、解析に関する事項
- (4) 検診及び肝疾患診療体制のあり方の検討に関する事項
- (5) 肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関の選定に関する事項
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、必要と認められる事項
- (7) 肝炎対策の推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員11名以下をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、別表の団体に属する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長（会長が定まる前にあつては協議会の庶務を行う所属の長）が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に委員である者の任期は、平成26年3月31日までとする。

附 則

この要綱は平成26年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年6月23日から施行する。

(別 表)

鳥取県医師会
鳥取大学医学部
鳥取県病院協会
県内の検診機関
肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにそれらの家族又は遺族
県民委員（公募委員）
県内の市町村
職域代表